

1 基本使用水量（契約水量）の減量

Q1-1

令和8年度の基本使用水量の減量の実施や減量規模は、いつ決定するのか。

A1-1

令和8年度に基本使用水量の減量を実施する場合は、受水事業所には減量水量に応じた負担金をお支払いいただく必要があることから、予算措置などのため一定の期間が必要と考えている。今年度秋には減量実施の有無、実施することとした場合の減量規模などを決定したい。

Q1-2

令和8年度以降、基本使用水量の減量を実施する予定はないのか。

A1-2

まずは令和8年度の減量実施の有無を検討しているところであり、それ以降の減量については検討していない。

Q1-3：

資料9ページの考え方の3つ目に「減量を希望しない受水事業所の負担軽減」と記載があるが、減量を希望しなくても将来的には基本料金の値上げが見込まれている。例えば、減量を希望しない受水事業所は、数年間、基本料金を据え置くなどの措置はないのか。

A1-3：

基本使用水量の減量を実施すると基本料金が減収となり将来的な料金値上げの幅に影響することから、減量を実施する受水事業所には負担金をお支払いいただき、値上げ幅を抑制することで、減量を希望しない受水事業所の負担軽減を図るもの。ご質問のあった減量を希望しない受水事業所に対し基本料金を一定期間据え置きするといった制度はない。

Q1-4：

現在の基本使用水量から減量をしない場合、負担金を支払う必要はないとの認識でよいのか。

A1-4：

そのとおり。

Q1-5：

受水事業所が希望する時期に基本使用水量の減量はできないのか。

A1-5：

企業団が指定した時期にのみ減量を実施しており、随時、減量の受付はしていない。

Q1-6：

特別減量負担金の制度はいつできたのか。また、受水事業所にも周知していたのか。

A1-6：

特別減量負担金は令和2年度に設けた（減量負担金の制度は平成21年度に創設）。

受水事業所には、令和2年度に「料金改定及び減量制度説明会」や「受水事業所連絡会」での説明、企業団ウェブページでの資料掲載、そして令和3年度の減量実施時にお知らせしている。

2 工業用水道料金の見通し

Q2-1：

基本使用水量の減量を実施しない場合と減量を実施する場合の今後の値上げはどうなるのか。

A2-1：

現行の減量制度を創設した令和2年度の時点において、減量を実施しない場合は2割程度（当時の説明では15%程度）、減量を実施する場合は3割程度の値上げを見込んでいた。その後、新たな受水事業所の撤退や物価上昇の影響などがあるため、少なくとも同程度の値上げは想定している。

Q2-2：

将来的に基本料金が上がるということは、減量を申し込まない受水事業所は基本料金が上がる分、毎月の負担が増えるということか。

A2-2：

今後、減量実施の有無にかかわらず、収支赤字補てんのための料金の値上げが必要な状況である。あわせて減量を実施した場合には、基本料金の減収分も加えて値上げすることになる。減量する受水事業所には負担金を支払っていただき値上げ幅を抑制するが、減量しない受水事業所は基本使用水量が変わらず基本料金が値上げとなるため、毎月の負担が増えることになる。

Q2-3：

料金改定の時期を教えてください。

A2-3：

現時点において、具体的にいつ値上げをするのか決定はしていない。ただし、減量実施の有無にかかわらず、令和9年度には単年度損益が赤字となる見通しであり、赤字を恒常的に続けていくことは健全経営上好ましくないため、経営状況や見通しを踏まえた上で料金改定に向けた説明をさせていただくことになると考えている。

Q2-4：

資料 11 ページの右側の図にある点線で囲まれた緑の部分の数字、赤の斜線部分の数字はそれぞれ何を表しているのか。計算方法もあわせて教えてください。

A2-4：

減量を実施すると今後見込まれる料金の値上げ幅に影響があることを説明した図である。

点線で囲まれた緑部分については、基本使用水量4万 m^3 /日の減量を実施した場合、それに応じて基本料金収入が1年当たり457百万円減収となることを表している（4万 m^3 /日×基本料金単価31.3円×365日＝457百万円/年）。

赤の斜線部分については、4万 m^3 /日の減量を実施した場合でも、工業用水道事業の経営を維持するため基本料金の減収457百万円/年を減量後の基本使用水量34.2万 m^3 /日で賄う必要があり、機械的な計算だが現行の基本料金単価31.3円から3.66円の値上げが必要ということを表

している（457 百万円/年÷365 日÷34.2 万³ /日=3.66 円）。

3 経営状況、今後の見通し

Q3-1：

資料8ページの「損益の見通し」は、工業用水道事業の給水に関わる大規模修繕、建設投資も含んでいるのか。

A3-1：

含んでいる。なお、建設投資、施設の老朽化に伴う更新・耐震化に係る費用は減価償却費として損益に計上している。

Q3-2：

企業債の借入先はどこか。

A3-2：

銀行。なお、借入額は少ないが財務省など政府系資金からも借りている。

Q3-3：

資料7ページでは、給水収益に対して企業債の償還が同規模になされていないため、令和6年度にかけて企業債残高が積み上がっている。資料8ページでは、単年度損益は令和9年度以降恒常的に赤字となる見込みとある。一方、資料3ページでは、平成27年から令和6年まで単年度損益は黒字が続いており、これまで利益剰余金として残っていると考ええる。例えば、その利益剰余金で企業債を早期に償還して、企業債残高を減少させれば、減量負担金の単価が減るのではないか。

A3-3：

各年度の単年度利益から生じる利益剰余金は、翌年度以降の企業債の償還（借入金の返済）に充てる減債積立金や建設改良費（工事）の財源として建設改良積立金に積み立てて活用しており、これにより企業債の発行額の抑制を図っている【追加資料2ページ参照】。

Q3-4：

資料3ページによるとこの10年間の損益を合計すれば160億円のプラスになる。減量により収入が減少しても、支出は横ばいで推移しているということで、令和2年度に令和3年度と令和8年度の減量実施後の収支を推計し、計画されたものと理解している。特に目立つ変化としては、利益がある中、企業債残高が令和元年度と比べて令和6年度は100億円増えている。利益が全部建設改良に充当され、借金（企業債借入）をしているのであれば約500億円の投資を行ったことになると思うが、毎年度の投資実績は変わっていないと認識しているので、お金が消えたような印象を受ける。借金をしたにもかかわらず、収支に影響がなく、投資実績も増えていない。その中で、企業債が増えたから減量負担金の単価が上がるというのは納得ができない。

A3-4：

資料3ページは収益的収支を示しており、主に収入は料金収入、支出は維持管理費や建設投資に伴う減価償却費などを計上している。資本的収支（投資の部分）については、ここでは表れ

ていない。

資料 7 ページは企業債残高の推移を記載しているが、投資（建設改良費）の実績として、平成 27 年度 21 億円、平成 28 年度 17 億円、平成 29 年度 12 億円、平成 30 年度 34 億円、令和元年度 39 億円。これ以降、主には大庭浄水場の更新を全面的に進めており令和 2 年度 71 億円、令和 3 年度 60 億円、令和 4 年度 72 億円、令和 5 年度 71 億円、令和 6 年度 56 億円となっている。これまでより投資の金額は増えており、あわせて企業債の借入も増えている。

Q 3-5：

累積の利益剰余金の行方が不明である。企業債がこれだけ増加していることも含めて、お金の行方が見えない。資料 6 ページでは減価償却費が減っている。投資をすれば減価償却費は必ず増えるはず。これが減少しているということは、投資がそれほど進んでないということになる。支払利息も変化がない。これだけ企業債の借入を行えば、支払利息も増加するはず。矛盾した資料で説明を受けても納得はできない。

A 3-5：

ご意見をいただいた内容について状況が分かるような資料を提供したい【追加資料 3 ページ参照】

Q 3-6：

企業団ウェブページに掲載されている水需要予測では、今後の水需要が水平に（横ばいに）推移している。ところが、今回の資料は水需要が減少していくと説明がある。この差の説明をしてほしい。

A 3-6：

企業団ウェブページで掲載している資料は令和 2 年度の説明会もので、現在、新たな水需要予測に取り組んでいるところ。この間、大口受水事業所の撤退があるなど状況に変化があり、それらを反映した値を用いている。

Q 3-7：

令和 3 年度は計画通り減量が実施され、収益悪化は予測通りであった。資料 4 ページにも令和 4 年度の大口受水事業所の廃止という説明があるが、それなりの規模の負担金の支払があったと思うが、資料からは読み取れない。都合のよい内容ばかり記載しているというのが感想。

A 3-7：

大口受水事業所の撤退に伴う負担金はお支払いいただいております、資料 3 ページの収入と損益に反映されている。

Q 3-8：

大口受水事業所が撤退され、収入が激減するのであれば、何らかグラフに表れてくるのではないかと。

A 3-8：

大口受水事業所からの負担金は令和 3 年度に収入しており、資料 3 ページのグラフ中、令和 3 年度の収入 84 億円に計上されている。また、撤退は令和 4 年度であったことから、これ以降、

料金収入に影響が出ている。減量制度を創設した令和2年度時点の見込みと令和6年度末時点の実績の比較では、基本使用水量は3万1,000 m³/日、料金収入は3億5,300万円、少ない結果となっている。

Q3-9：

大庭浄水場のダウンサイジングや工業用水道管の管径を小さくするなど、今後の水需要にあわせた施設整備について、どのように考えているのか。

A3-9：

浄水場については、これまでは大庭浄水場のほか三島浄水場でも工業用水の浄水処理をしていたが、三島浄水場の機能を大庭浄水場に集約して、施設のダウンサイジングを図った。大庭浄水場は全面更新に取り組んでいるが、今後の水需要を踏まえた容量を耐震化することとしている。工業用水道管については、受水事業所まで現状の水量は送水する必要があり、今後の水需要とあわせて確実に送水できるように更新を進めている。

4 令和8年度に基本使用水量の減量を実施することとした場合の取扱い

(1) スケジュール

Q4-1-1：

減量の募集は、具体的にいつ頃になるのか。

A4-1-1：

令和8年度に減量を実施することとした場合、令和8年4月から5月を目途に減量の希望調査をする予定。

Q4-1-2：

減量を申し込んだ後、減量の決定時期はいつ頃になるのか。

A4-1-2：

令和3年度の減量実施時には、5月に受水事業所の減量希望水量を集約し、6月に受水事業所へ減量水量の内示を行った後、申請書を提出いただき、8月に決定を行った。

令和8年度に減量を実施することとした場合も概ね同じようなスケジュールとなる考えている。

Q4-1-3：

負担金の支払はいつ頃になるのか。

A4-1-3：

令和8年10月に減量実施することとした場合、それまでに負担金をお支払いいただくことになる。なお、減量水量の内示時にお支払いいただく負担金の額を提示している。

(2) 減量水量の配分

Q4-2-1：

令和3年度の減量実施時には、減量の総水量40,000 m³/日に対して、まず実給水率10%未満の受水事業所に優先的に配分し、残りの水量を減量希望水量に応じて受水事業所に配分されたと思うが、今回はどのように考えているのか。実給水率が30%や50%以上の受水事業所でも減量

水量を配分してもらえないのか。

A 4-2-1 :

実給水率を改善するため優先的な配分をどうするかなど配分の方法は、令和8年度の減量実施の有無とあわせて検討する。

Q 4-2-2 :

令和3年度の減量実施時は、減量の総水量 40,000 m³/日に対して、まず実給水率 10%未満の受水事業所に対して減量希望水量を全量配分した後、その残りをその他の受水事業所に配分したということか。

A 4-2-2 :

実給水率が 10%未満の受水事業所については、希望水量のうち、実給水率を 10%まで引き上げるために必要な水量を優先枠として取り扱い、10%を超える部分はその他の受水事業所と同様に配分した。

Q 4-2-3 :

令和6年度の実給水率は全体で 57.3%だが、実際の実給水率の分布はどうか。公平の観点から実給水率の低い受水事業所を減らしていくことが大事ではないか。

A 4-2-3 :

実給水率については、10%未満の受水事業所もあれば、70%以上の受水事業所もあるのが実態。上水道より安価な工業用水道のご利用を継続していただくため実給水率の改善は重要と考えている。

Q 4-2-4 :

実給水率が 30%の受水事業所は希望する減量水量に対して何%減量、40%の受水事業所は何%減量、60%以上の受水事業所は何%減量と差を設けて減量するなどのマトリクスはないのか。

A 4-2-4 :

令和3年度の減量実施時には、ご質問のマトリクスのようなものは設けておらず、実給水率が 10%未満の受水事業所には、希望される減量水量のうち、実給水率を 10%まで引き上げるために必要な減量水量を優先枠として取扱ったが、実給水率が 10%以上の区分を細分化して優先枠や減量水量に差を設けることはしていない。

Q 4-2-5 :

減量の総水量を均等按分で配分するのではなく、契約水量と実使用水量の差に基づいて、減量する水量を割り当てて欲しい。

A 4-2-5 :

ご意見としてお聞きする。

(3) 減量負担金及び特別減量負担金

Q 4-3-1 :

減量負担金の計算式を教えてください。

A 4-3-1 :

資料9ページ参照。

減量負担金は減量実施前年度末の企業債残高をもとに算定した単価に減量水量/日を乗じて算定する。

また、特別減量負担金は減量水量/日×基本料金単価 31.3 円×365 日×5年で算定する。

Q 4-3-2 :

減量負担金の単価はいつ確定するのか。資料7ページのグラフから令和3年度と令和6年度の企業債残高を比較すれば約1.5倍になっている。

A 4-3-2 :

減量負担金の算定に用いる単価は毎年度末の企業債残高により変わる。令和8年度に減量を実施することとした場合には、令和7年度末の企業債残高をもとに単価を算定することから令和8年度当初に確定する。

減量負担金の単価は、工業用水道施設の整備を進めるに当たり、その財源に企業債を活用しており、令和3年度に実施時の単価 22,537 円よりも上昇する見込み。令和7年度の単価は 30,012 円であり、令和8年度も同程度の単価を見込んでいる。

Q 4-3-3 :

今後、料金の値上げが必要との説明があったが、基本料金が上がることによって特別減量負担金の支払額も上がるのか。

A 4-3-3 :

令和8年度に減量を実施することとした場合、特別減量負担金は現行の基本料金単価である 31.3 円で算定することになる。

Q 4-3-4 :

減量を実施した場合の料金支払額の減少により、負担金支払額を何年で回収できるかシミュレーションしたい。

A 4-3-4 :

特別減量負担金は減量水量に係る基本料金の5年分をお支払いいただくことから、この5年に減量負担金の額を回収する年数を加えたものが、負担金支払額を回収できるおよその年数となる。

令和8年度に減量を実施することとした場合には、令和3年度の減量実施時と同様に負担金の額と減量後の料金を比較検討できるツールを提供したい。

Q 4-3-5 :

企業債を施設の老朽化のために活用しているということであれば、企業債残高に基づいて減量負担金が決定されるのはおかしいと考える。

A 4-3-5 :

減量に伴う負担金制度は減量負担金と特別減量負担金の2本立てになっている。

減量負担金については、老朽化を含めて工業用水道施設を整備するときの財源の一部に企業債

を活用しているが、施設規模は受水事業所との契約水量に基づいて決定しており、減量する受水事業所に対して、既に投下した資本の一部を負担していただくものとして、平成 21 年度から企業債残高をもとにした負担金を設定している。

また、特別減量負担金については、基本使用水量の減量により基本料金が減収となり、将来の料金値上げにも影響があることから、急激な料金値上げを抑制し、減量を希望される受水事業所と減量を希望されない受水事業所との公平性を図る観点から、令和 2 年度に新たな負担金を創設したもの。

(4) 減量の分割制度

Q 4-4-1 :

令和 8 年度予算で減量に伴う負担金の計上をできず、令和 9 年度予算に計上することになった場合、令和 9 年度に減量を申し込むことは可能か。

A 4-4-1 :

令和 3 年度の減量実施時を例にすれば、減量水量の内示後、各受水事業所のご判断で令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度の 3 年間で分割して減量を申込できるようにした。

例えば、減量水量を 1,000 m³/日で内示した場合、令和 3 年度の減量は 400 m³/日、令和 4 年度と令和 5 年度の減量はそれぞれ 300 m³/日として申込みをしていただき、令和 3 年度は 400 m³/日の減量に伴う負担金のお支払、令和 4 年度と令和 5 年度にそれぞれ 300 m³/日の減量に伴う負担金をお支払いいただいた。

令和 8 年度に減量を実施することとした場合、同様の分割制度についても検討する。

Q 4-4-2 :

減量を分割した場合、減量負担金の算定に用いる単価はその年度ごとに変わったのか。

A 4-4-2 :

減量を分割で実施する場合であっても、減量の決定自体は令和 3 年度に行っており、減量負担金の算定は同じ単価を用いた。

Q 4-4-3 :

申込みを行った減量を取り消すことはできるのか。

A 4-4-3 :

申し込んだ減量を取り消すことはできません。

Q 4-4-4 :

特別減量負担金は 10 年間で収益化すると説明があるが、負担金の支払も 10 年間で分割できるということか。

A 4-4-4 :

負担金は減量の実施前にお支払いいただく必要がある。受水事業所からお支払いいただいた特別減量負担金を工業用水道事業の会計処理において、10 年間に均等分割して収益計上するもの。

5 その他

Q5-1：

基本使用水量の増量は、希望するタイミングで申込みが可能か。

A5-1：

基本使用水量の増量は随時相談に応じている。増量を検討されている場合には、まず地域を担当している水道事業所に連絡いただきたい。ただし、増量した場合でも、随時、減量の受付は行っていない点にご留意いただきたい。

Q5-2：

工業用水道の受水を廃止する場合に必要なことを教えてほしい。

A5-2：

工業用水道の受水を廃止する場合は、廃止負担金のお支払が必要となる。具体的な手続などについて地域を担当している水道事業所に連絡いただきたい。

Q5-3：

当社では水を循環させながら使用し、不足分を工業用水道から受水している。今後、工業用水の直送の水量を増やすかどうか検討しているが、過去に工業用水道施設のトラブルや停電などで一時的に給水が止まったケースはあるのか。あればその回数、また計画的な受水停止であったのかについて教えてほしい。

A5-3：

漏水の修繕工事に伴う受水停止やどうしても濁度が上がるなどの問題が生じるような場合には、受水の停止をお願いしている。計画的に受水停止を実施する場合には、事前にご連絡をするが、突発的に起こる漏水等もあり、その場合は緊急に受水停止のお願いをすることがある。

受水停止の実績

令和4年度1回8日

令和5年度1回1日

令和6年度3回57日

Q5-4：

阪神大震災でも継続して送水できていたのか。

A5-4：

長期間の断水があったというような記録はない。

Q5-5：

当社の構内での圧力は2キロ（200キロパスカル）弱で、直送の場合は5キロ（500キロパスカル）近くになると見込んでいるが、その圧力変動差がどれほどあるのか。

A5-5：

水圧基準は配水管末で49キロパスカル以上とすることを条例で規定している。不明なことなどがあれば、地域を担当している水道事業所に問い合わせいただきたい。

Q5-6：

PF0A、PF0S に関して、工業用水道ではどのように水質を管理していくのか。

A5-6：

工業用水道では PF0A、PF0S に関する水質基準は定められておらず、水資に関しては水素イオン濃度や濁度の基準を条例で規定している。

※ 水道水（飲料水）では令和2年4月1日から水質管理目標設定項目に位置付けられており、暫定目標値は PF0S 及び PF0A の量の総和として 50ng/L 以下と定められている（令和8年4月1日からは水質基準に位置付け）。なお、水道用水供給事業（上水道）の取水口から取水している淀川の原水の PF0A、PF0S の量は令和7年5月時点で 7ng/L となっている。

Q5-7：

基本使用水量は1日当たりの水量であり、工業用水道の受水に当たっては時間単位で考えないと超過料金が生じるのか。

A5-7：

基本使用水量は1日当たりの水量だが、使用水量の計量は1時間単位（順次 30 分単位から1時間単位への切替を実施。今年度中に完了）となっており、基本使用水量を 24 時間で除した値を超えた使用水量は超過料金でお支払いいただくことになる。